

## トラックにおける新型コロナウイルス感染予防対策 チェックリスト

チェック	チェック項目
<b>●全 般</b>	
	変異株の拡大を踏まえ、「5つの場面」における感染リスク等について周知する
	従業員から体調が悪いとの申し出を受けた場合は、抗原簡易キットを使用した検査等を行う
<b>2.事業所での勤務-1 【ガイドライン（4）】</b>	
	定期的な手洗い、手指消毒を徹底する（水道設備や石けん、手指消毒液等設置）
	休憩時間を含む勤務中のマスク装着を徹底する
	マスクはできるだけ不織布のものを使用し、隙間のないように着用するなど、正しい着用方法を周知する
	広々とした座席配置（目安2m）にする *対角に配置または、横並び *対面座席にはアクリル板等で仕切り
	室内は適切な加湿（40%以上）を行うとともに、空気清浄機等の活用やCO2測定装置の設置を検討する
	こまめな換気（1時間に2回以上、1回に5分の程度）を徹底する *風の流れができるよう、2方向の窓を開ける。窓のない場合は、対角線上にドアを開けて扇風機などを回す
	共用物品、手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する
	頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等を設置し、使用後は消毒する
	外勤はラッシュの時間帯を避ける
<b>2.事業所での勤務-2 【ガイドライン（4）】</b>	
	出張は地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる
	外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録する
	会議やイベントは極力オンラインで行う
	少人数の会議をやむを得ず行う場合、近距離や対面に座らないように工夫する
	社外の会議やイベント等は、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数で、マスク着用を徹底する
	採用説明会や面接等は、テレビ会議等で実施するなど工夫する
	テレワークを行うにあたっては、厚生労働省のガイドラインなどを参照し、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備などに配慮する
	事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示する等、従業員に対して感染防止対策を周知する

チェック	チェック項目
<b>3.事業所での休憩・休息スペース 【ガイドライン（5）】</b>	
	共有する物品は定期的に消毒する（テーブル・椅子等）
	施設内の消毒に関しては、誰がいつ行うかを示し、管理責任者を置く
	入退室前後の手洗い・手指消毒を徹底する
	時間をずらす、椅子を間引くなどにより、一定数以上の入室を避ける
	喫煙室を含め、換気徹底と3密を避ける
	対面で座らない
<b>4.トイレ 【ガイドライン（6）】</b>	
	便器は通常清掃でよいが、不特定多数が使用する場所は清拭消毒する
	便器の蓋がある場合は、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する
	ペーパータオルの設置や、個人用タオルを持参する
<b>5.車両・設備・器具 【ガイドライン（7）】</b>	
	ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、エレベータのボタン、ゴミ箱、電話、共有のテーブルやパソコン等の事務機器を消毒する
	車両点検用工具などの共有器具を使用した時は、こまめな手洗い、手指の消毒をする
	ゴミはこまめに回収し、鼻水や唾液のついたゴミはビニール袋に密閉し、作業後は手洗いを徹底する
	ユニフォーム等はこまめに洗濯する
<b>6.点呼 【ガイドライン（8）】</b>	
	対面点呼では、適切な距離を確保する
	アクリル板、透明ビニールカーテン等の設置及び、換気を徹底する
	運行管理者はマスクの着用や点呼前後の手洗いなど、基本的な感染予防対策を講じる
	ドライバーへは、感染予防対策（マスク・手洗い等）が出来ているかを確認する
	可能な限り朝夕2回の体温測定の結果報告と体調を確認する
	発熱・咳等の自覚症状がある場合は自宅待機とする
	アルコール検知器についてはできるだけ使い捨てマウスピースを使用し、こまめに除菌する
	検知器の使用に際して不明な点は、必ずメーカーに確認し、除菌を適切に行う

チェック	チェック項目
<b>7.運行中 【ガイドライン（9）】</b>	
	2名以上の従業員が同乗する場合は、マスク着用を徹底する
	荷物の受け渡しや荷役の際には、マスクや手袋を着用する
	書類の受け渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすように努める
	作業前後は車内の消毒に努める
	高温・高湿度での荷役で、人と2m以上の距離を確保できる場合はマスクをはずす
	マスク着用時は負荷のかかる作業を避け、周囲との距離を十分にとり、適宜マスクをはずして休憩し、こまめに水分を補給する
	乗務中に発熱・体調不良を認めた時は、運行管理者に連絡を入れ、運行管理者は乗務を中止させる
	作業は1人で行う。複数で行う場合は持ち場を分担するなど距離をとる
	共用のカートなど荷役機器を使った後は、手洗いをを行う
<b>8.事業所等への立ち入り 【ガイドライン（10）】</b>	
	取引先等への外部関係者の立ち入りについては、必要性を検討し、来訪を認める場合は従業員に準じた感染防止対策を求める
	外部関係者の企業等に予め事業所内での感染防止対策の説明を行い、理解を促す
<b>9.従業員に対する協力のお願い 【ガイドライン（11）】</b>	
	感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活における行動変容を促す（感染予防の一般的な事柄）
	感染症から回復した人への差別など人権侵害の無いよう指導する
	濃厚接触の可能性のある場合、同居家族での感染があった場合には、各種休暇制度や在宅勤務の利用を推奨する
<b>10.利用者に対する協力のお願い 【ガイドライン（12）】</b>	
	事業所内に立ち入る利用者に対し、感染防止対策を示したチラシの掲示、配布を行う等により、感染拡大防止の協力を求める
	非対面・非接触の配送形態（置き配）について、ガイドラインを参照しながら活用への理解を促す
<b>11.感染者が確認された場合の対応 【ガイドライン（13）】</b>	
<b>①従業員の感染が確認された場合</b>	
	保健所、医療機関の指示に従う
	速やかに地方運輸局等に連絡する
	行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する
	人権を配慮し、個人名が特定されないように留意する。感染拡大防止を目的とした個人データの取扱いについては、個人情報に配慮し、適正に取り扱う

チェック	チェック項目
	②複数社が混在する借用ビル内で、他社の社員の感染が確認された場合
	保健所、医療機関、ビル貸主の指示に従う
	12.その他 【ガイドライン（14）】
	総括安全衛生管理者や、安全衛生推進者と保健所の聞き取り等に必ず協力する